

2021年5月17日

## 社員の酒気帯び運転について

このたび、当社の保線社員が、飲酒後に自家用車を運転し、道路交通法違反により警察に検挙されるという事象が判明しました。

経営改善に全力を挙げて取り組んでいる中、交通事業者として交通ルールを遵守する取り組みを進めてきたところですが、企業としての信用・信頼を失墜させるこのような違反事象を発生させ、関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事象を厳粛に受け止め、今後再発防止に努めてまいります。

1 発生日時

2021年5月16日（日） 2時39分頃

2 発生場所

函館市宮前町2番

3 関係者

函館保線所 長万部保線管理室の社員

4 概況

本人は、函館市内の飲食店で飲酒した後、自家用車を運転していたところ、警察に停止を求められ、アルコール検査の結果、酒気帯び運転として検挙されました。

5 対策等

- ・当該社員に対しては厳正に処分します。
- ・各現場長に対して事象の周知を図るとともに、全社員に対する再発防止に向けた社員指導を強化してまいります。